

第29回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成24年6月19日(火)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

1番 花澤 信一

2番 鈴木 俊郎

3番 平戸 正己

4番 古川 晃市

5番 葛田 秀治

6番 武内 章一

7番 小川 良夫

8番 長谷川 良二

10番 伊井 勝實

11番 鳥海 夫男

12番 鈴木 弥須雄

13番 遠山 修

14番 鶴岡 公一

15番 葛田 吉弥

16番 石井 文夫

17番 御園 豊

18番 藤井 幸光

19番 榎本 雅司

20番 勝畑 孟志

21番 飯塚 健史

22番 渡辺 喜一

23番 前橋 勇

24番 川島 三夫

25番 高橋 一夫

27番 石井 清治

5 欠席委員 1名

26番 川名 康夫

6 出席事務職員 3名

小藤田事務局長

佐久間主幹

鈴木主査

◎開 会

平成24年6月19日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第29回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

なお、26番、川名康夫委員が本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

5番、葛田秀治委員、7番、小川良夫委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号に入る前に、お手元に議案別担当農業委員一覧と所有農地及び耕作地に関する申告書ということで、2枚ほどお手元のほうへ配らせていただきました。こちらの議案別担当農業委員一覧のほうですが、議案第3号2の1なのですが、担当地区の農業委員のほうに変更がございましたので、訂正させていただいたものをお配りさせていただいております。それと、あと議案第1号の1につきまして、所有農地及び耕作地に関する申告書のほうでちょっと足りない部分がありましたので、追加ということでお手元のほうに配付させていただいております。大変失礼いたしました。

それでは、議案第1号の1につきましてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅地に隣接した土地、または近くで耕作が容易であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことでございます。場所は、三ツ作字中里、字大戸出です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。所有農地及び耕作地に関する申告書につきましては、先ほど申し上げたとおり別紙を追加させていただいたものをあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、所有農地及び耕作地に関する申告書の2ページになります。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては耕作していない農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、〇〇さん世帯のほうでは450日、あとはこれと同居されている方でも300日、計で740日とのことでございます。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、自作地に隣

接した土地と近隣の耕作地であることから、今後も地域の基準に従い耕作し、地域の農地の利用調整に従い農薬の使用は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番の長谷川です。6月の19日、きょう午前中、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと、2カ所を見てまいりました。2カ所とも現在トラクターで耕うんされて、きれいでした。現在〇〇さんは、乳牛と農家とをやっていますが、トラクター、機械はすべてそろっております。現在長男もサラリーマンですが、将来は農業をやるとのことですので、皆さん方のご審議のお願いいたします。

それと、〇〇〇〇さんは現在入院して透析をやっておりまして、生活費に充てたいとのことでございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に隣接しており耕作が容易であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は、三ツ作字大外出です。現地を確認いたしましたところ耕作されておりました。

会議資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては耕作していない土地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で750日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、自作地に隣接しており、今後も地域の基準に従い耕作し、地域の農地の利用調整に従い、農薬の使用は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番、長谷川です。これもきょうの午前中、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと、畑を見させていただきました。現在は、大根を人の畑を借りて大きくやっております。機械のほうは全部そろっております。大根が主力で農業をやっているわけでございますが、別に買うことに問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に近く耕作が容易であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのごことでございます。場所は、三ツ作字中外出です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては耕作していない土地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日とのこと。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い耕作し、地域の農地の利用調整に従い、農薬の使用は地域の基準に従うとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番の長谷川です。きょう午前中、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと、畑を見

てまいりました。現在ゴボウを作付してありまして、地主から借りてつくってありまして、買っていた
だきたいとのことで、〇〇さんは大変畑を多くつくっておりますので、三ツ作地区でも一番多く作付
をしております。機械もすべてそろっておりますので、何の問題もないと思いますが、皆様方のご審
議をよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅に近く耕作が容易であるとのことから、譲渡人の
申し出を受けるものです。場所は、百目木字主税です。現地を確認いたしましたところ、管理、耕作
等されておりました。

会議資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許
可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、面積
が小さく、40年以上前から農業用倉庫として使用している土地や、一部を道路用地として寄附し、面
積が小さく耕作に向かない土地とのことです。農機具等については問題ありません。農作業常時従事
日数につきましては、世帯で285日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50ア
ール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域
の基準に従い耕作し、地域の農地の利用調整に従い、農薬の使用は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求め
ます。

7番、小川良夫委員、お願いします。

○7番（小川良夫君） 7番の小川です。6月15日に代理人の安藤行政書士の案内で現地を確認いたし
ました。総会資料7ページにあるとおり、下根岸から小櫃川を渡ってすぐのところでございます。現
地は小櫃川に流れ込む沢沿いの土地で、形状、それから日照等、農地としては余り適さないところ
に見えました。現在は、一部を家庭菜園として、ほかは耕作はされておりませんが、草等はきれいに管

理をされておりました。〇〇さんは、ご主人の体調不良等で農業をやめるということでございまして、隣接地の耕作者で、また親戚の〇〇さんに譲り渡すことにしたいとのことでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございまして。

よって、議案第1号の4については許可と決定します。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の5についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、高齢のため耕作が困難となった譲渡人からの申し出を受けての、農業経営の拡大、安定です。場所は、百目木字山田です。現地を確認しましたところ、耕作されておりました。

なお、〇〇〇〇—〇の田んぼについては割田となっておりますが、許可後、譲渡人において隣接者との境界を確定し、あぜをつくるとの申し出がなされております。

会議資料10ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては耕作していない土地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で550日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に従い、農薬の使用は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、小川良夫委員、お願いします。

○7番（小川良夫君） 7番の小川です。5月の23日、もう一月ぐらい前だったのですが、この〇〇夫妻と前百目木の農業委員でありました〇〇〇〇さんと3人で、私の自宅のほうへ説明に来てくれました。〇〇さんは高齢で、後継者もなく今後農業を続けていくことが困難ということで、経営拡大を目指しております〇〇さんに譲り渡すこととしたいとのことでございました。

現地は、総会資料9ページにございますが、東横田から馬來田方面に向かった県道から右へ300メ

一トルほど入った木更津市との境界付近でございます。6月15日、現地を確認してまいりました。現在は稲が植えられ、周辺もきれいに管理をされております。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願ひします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

本件は、袖ヶ浦市在住の個人が、自己所有の申請地を長屋住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の11ページ的位置図をごらんください。申請地は、蔵波台の市街化区域に近接して、周囲に住宅地が点在する第2種農地であり、土地の所在等は議案記載のとおりでございます。

申請の内容ですが、申請地に長屋住宅、いわゆるアパートですが、を建築して賃貸事業を行いたいというものでございます。なお、建物の規模ですが、一棟で8世帯用のアパートということでございます。

排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理してから市道側溝へ放流されます。雨水は、敷地内の貯留槽で流量調整してから、浸透雨水ますを通過させて市道側溝へ放流されます。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われまます。

以上です。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、花澤信一委員、お願ひします。

○1番（花澤信一君） 1番、花澤です。6月の15日、代理人の〇〇、設計工房さんと現地で打ち合わせしまして、現地確認しております。

場所は、かつおり通りから〇〇〇〇〇科があるところなのですが、200メートルくらい入ったところなのですが、つい最近までは農地として使用しておりましたけれども、今事務局のほうから報告があったとおりアパートとして使用したいということで、周りがもう宅地になっておりまして、点在されているところがございますので、特に残念というか、農地が減っていくことは非常に残念ですけれども、やむを得ないかなというようなことです。

ご審議のほうお願いします。以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明は終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の1についてご説明申し上げます。

本件は、市内在住の法人が武蔵野市在住で3人共有の農地を買い求め、駐車場に転用したいとする案件でございます。

当該法人は、現在蔵波台で大型車10台を保有し、運送業をしておりますが、土地所有者から返還の要望があったことから、これを契機に事業拡大に対応できる代替地を探していたところ、申請地を購入することとなったものです。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦〇〇センター〇〇〇〇ワークホームから北に向かって約200メートルのところ、周辺は農地と山林、住宅が混在しております。このような状況から、第2種農地と判断されます。

排水関係ですが、汚水、雑排水は発生しません。雨水につきましては、敷地内に碎石を敷き自然浸透させるため敷地外への流出はさせないとのこと。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われま。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求め

ます。

10番、伊井勝實委員、お願いします。

○10番（伊井勝實君） 10番の伊井です。去る13日、代理人の〇〇〇測量の方と、それから今度買い受けた〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇社長と現地で会いまして、この場所は10年ほど前から人が住んでいない家が建っているのです。もう周りは荒れ放題になっておりまして、家と家の間が相当あいておりました。ただ、隣のたたきのあった部分は、草は刈ってありました。現在使用している駐車場が〇〇台で、今度これ〇〇〇〇の入り口、信号のすぐ近くなのですけれども、ここに移りたいということで、それで周りの、裏側も畑、地主が3人おりますけれども、3人ともつくってなくて全部荒れておりました。あとは、この辺はほとんど荒れているところが多いのですけれども、この駐車場をつくるのに関しては問題ないなと思って見てまいりました。

審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の2についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市在住の個人が袖ヶ浦市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、個人住宅に転用したいとする案件でございます。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇〇〇通りと〇〇〇〇〇号線の交差点から北東に150メートルぐらいに位置しまして、農地と住宅が混在しております。したがって、第2種農地と判断されます。

排水関係でございますが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、既設の道路側溝へ排水されます。雨水につきましても、最終ますを経て道路側溝へ排水されます。

なお、隣接農地の所有者の同意等は得られております。また、この申請の開発に係る一連の協議につきましても、市の都市整備課において関係各課の意見を取りまとめて協定書の締結まで行うこととなっております。

その他、特に懸念される問題はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。6月13日、午後2時ごろ、代理人さんと現地にて会いまして、説明を受けました。現地は、〇〇〇〇通りから40メートルぐらい入った左側であります。現地は、現在雑草があり、耕作はされておりました。

譲り受け人さんは、木更津に親と同居中でありまして、妻と子供1人の3人で住んでいるということでございます。また、勤務先が長浦地先ということでこの土地を選定したようでございます。この場所につきましては、住宅用地に転用しても支障はないものと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の3を議題といたしますが、議案第3号の3については委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議事参加できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

○番、〇〇〇〇委員。

〔○番 〇〇〇〇君退席〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第3号の3についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市在住の個人が袖ヶ浦市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、駐車場用地に転用したいとする案件でございます。

なお、転用申請に係る譲り受け人は個人ですが、許可後におきまして、譲り受け人が取締役となっている法人に賃貸したいとのことでございます。その理由といたしましては、法人の資金関係から、このような申請となったということでございます。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇〇〇通りと〇〇〇〇線の交差点から

南方向に約70メートルのところに位置し、周辺のほとんどは住宅地で、農地区分としましては第2種農地と判断されます。

排水関係ですが、汚水、雑排水は発生しません。雨水につきましては、碎石を敷き敷地内に自然浸透させます。また、隣地との境には既設の擁壁がありますので、隣地への流出はないということです。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。6月13日、午後1時ごろ、代理人さんと現地にて会いまして、説明を受けました。現地は、〇〇〇〇通りから30メートルぐらい入った右側であります。現地は、耕作はされておりませんで、少し雑草が生えていました。

譲受人さんは、現在駐車場の借地返還要望が出ているということでありまして、この申請地に営業車を置き、社員が車で営業車に乗りかえ会社のように、申請地を代替として選定をしたということでございます。

この場所につきましては、転用しても支障はないものと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定します。

〔○番 〇〇〇〇君着席〕

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号の4について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第3号の4についてご説明申し上げます。

本件は、袖ヶ浦市内在住の個人が袖ヶ浦市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、個人住宅に転用したいとする案件でございます。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇地番ですが、〇〇〇に近く、袖ヶ浦〇〇〇〇西側に位置して、周辺はほとんど住宅地となっておりますので、農地区分といたしましては

第2種農地に判断されます。

なお、排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、既設の道路側溝へ排水されます。雨水につきましても、最終ますを経てから道路側溝へ排水されます。

また、この申請の開発に係る一連の協議につきましては、都市整備課において関係各課の意見を取りまとめまして、協定書の締結まで行うこととなっております。

そのほか、特に懸念される問題はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、飯塚健史委員、お願いします。

○21番（飯塚健史君） 21番、飯塚です。6月14日、午前10時30分、現地にて代理人の〇〇測定の窓口である〇〇さんという人と現地で話をしました。〇〇さんという方は、ここの土地よりその前に、この〇〇さん、現地は、前にも〇〇〇〇、それから去年あたりかな、駐車場をつくるということで花澤さんから土地を購入して、今きれいな駐車場です。

それから、19ページを見ていただければ、位置図を見ていただければわかると思うのだけれども、印をされたちょっと右側のほうですけれども、空地があります。近隣の住宅地の公園、児童公園と大きな駐車場と、周りはコの字に住宅地、南側がまだちょっとあいています。これもいずれ出てくる可能性高いものです。そういうことで、〇〇さんが今まできれいに、米農家で大分いい作物つくっていましたが、ここらあたりが、〇〇さんに聞いてみなければわからないのですけれども、大分雑草が出ている場所は抜いていかれていました。でも、そういう住宅つくるには何ら差し支えはないと思います。ただ、さっき話ししましたとおり周りには農地もございません。地元の農地はありますけれども、現在耕作している農地はないです。ここを仮に住宅建てたとしても何の支障もないと思います。細かいことは、先ほど事務局の説明したとおりです。

以上、よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の5について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の5についてご説明申し上げます。

本件は、袖ヶ浦市在住の個人が袖ヶ浦市在住の所有者から農地を売買によって取得し、個人用住宅に転用したいとする案件でございます。

総会資料21ページの位置図をごらんください。申請地は、議案第3号の4の申請地の隣接地に当たります。なお、住宅建築に関しては譲り受け人の兄が行うとのことで、譲り受け人は農地の転用申請の部分のみとのことでありますので、参考までにお知らせをさせていただきます。

排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、既設の道路側溝へ排水されます。雨水につきましても、最終ますを経てから道路側溝へ排水されます。

また、この申請の開発に係る一連の協議につきましては、都市整備課で関係各課の意見を取りまとめまして、協定書の締結まで行うこととなっております。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、飯塚健史委員、お願いします。

○21番（飯塚健史君） 基本的に先ほどと同じ、21ページ、先ほどの19ページと同じなのですが、21ページの位置図をごらんいただければと思います。22ページのほうがわかりますね、22ページ、公図の写し。ここの真ん中に黒く塗ったところと白く塗ったところがあります。ここは、花澤さんが持っていて、〇〇〇〇—〇〇と〇〇〇〇—〇〇まで全部〇〇さんが地主です。今回はその、ちょっと小さいから字が読めないのですけれども、ここに示した部分で、今回〇〇さんという方は奥のほうでございますので、進入路も入っています。ですから、敷地的にちょっとおかしな形になっています。そして、この斜めになっているのは、上に高压電線が通っている、そういうふうなあれで考えると斜めになると思うのです。現地は真っすぐになっているのです。だから、建物建てる時は、その高压線から逃げて建てるという形になってきますけれども、譲り受け人の〇〇さんという方は、すぐこの近くに住んでいます。恐らく今父親もいなくなって、母親と数名の兄弟で住んで、そこがちょっと手狭ということで、家を建てたいということで、2年ぐらい前からそういう話があって、すぐ近くなかなかいい物件が出ないということでありました。今回は、ここと4のほうとお売りいたしまして、何かうまく進んでいるわけですが、先ほど話ししたとおり周りは住宅地でございます。転用に関しては、先ほどの〇〇さんと同じ条件としていいのではないのかなと、しようがないという話ではないのですけれども、そういう住宅になっても、建設になるような要素を十分に踏まえている場所かなというふうには思っております。

委員の皆さん、ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の5については許可相当と決定します。

◎議案第4号 平成24年度第3次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 平成24年度第3次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が8件で3万8,464平方メートルとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）7ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は40.00アール、〇〇〇〇さんですが、申請件数は5件で申請面積は89.55アール、40.00アール、40.00アール、25.12アール、36.68アールの合計232.35アールです。〇〇〇〇さんですが、申請面積は88.01アール、有限会社〇〇〇〇〇〇ですが、申請面積は25.28アールとなっております。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成24年5月1日から同年5月31日まででございます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、私のほうからT P Pの交渉参加に関する件につきまして、ご連絡をいたします。

これにつきましては、千葉県農業会議から構成団体にて地元市町村長へ、参加反対の要請を願いたいということがございました。木更津では、5月30日に木更津市農協、木更津市農業委員会ほかによる連名にて、木更津市長に反対表明書を手渡ししております。翌5月31日に全国農業委員会会長大会にて反対決議をし、地元選出国會議員に要請いたしました。

私どもの君津市農協管内、袖ヶ浦市、君津市、富津市の3市におきましては、君津市農業協同組合と各市の農業委員会連名にて、君津市が6月11日、袖ヶ浦市が6月15日、富津市が6月18日にそれぞれ各市町へT P P交渉参加反対に関する要請書を手渡しし、反対の要請をしております。

T P P関係につきましては以上であります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第29回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時20分 閉会